



# かさま 市議会だより

No.54

KASAMA

2019.8.22



青空が映る飯田ダムの風景

## 令和元年 第2回定例会

■ 議案等の審議結果……………	2	■ 一般質問……………	5
■ 議案審査の経過……………	4	■ 所管事務調査結果……………	18

議会生中継  
・録画放映



インターネット配信中



### マチイロ

議会だよりが  
スマートフォンで読めます



## 第2回定例会 補正予算や条例改正など18議案を可決

第2回定例会が、5月31日から6月13日までの14日間の会期で開催されました。  
 初日（5月31日）は、会期の決定と提出議案の説明がなされ、議案の一部について採決が行われました。  
 6月4日には、議案を常任委員会に付託しました。  
 5日・6日に常任委員会開催し、付託された議案の審査を行いました。  
 7日・10日・11日は、13人の議員が一般質問を行い、活発な議論が交わされました。  
 最終日（13日）は各常任委員会委員長から議案等の審査結果報告を受け、討論、採決を行い、全議案を議決して全日程を終了し閉会しました。



### 第2回定例会 提出議案等の審議結果

議案番号等	議案名等	審議結果	
報告第4号	専決処分の承認を求めることについて（平成30年度笠間市一般会計補正予算（第7号））	原案承認	★
報告第5号	専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例等の一部を改正する条例）	原案承認	★
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意	★
諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦に意見を求めることについて	原案同意	★
議案第62号	笠間市教育委員会委員の任命に同意を求めることについて	原案同意	★
議案第63号	笠間市保育料に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第64号	笠間市介護保険条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第65号	笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について	原案可決	
議案第66号	市道路線の廃止及び認定について	原案可決	
議案第67号	動産購入契約の締結について（消防団消防ポンプ自動車購入）	原案可決	
議案第68号	令和元年度笠間市一般会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第69号	令和元年度笠間市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第70号	令和元年度笠間市介護保険特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第71号	令和元年度笠間市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第72号	令和元年度笠間市立病院事業会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第73号	令和元年度笠間市水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第74号	令和元年度笠間市公共下水道事業会計補正予算（第1号）	原案可決	
議案第75号	工事請負契約の締結について（友部第二中学校校舎改修工事）	原案可決	
	議員の派遣について	原案可決	

★は5/31、その他は6/13 議決



賛否が分かれた議案 (賛成 ○ 反対 ● 欠席 欠 ※「-」議長は採決に加わりません。)

議案番号	議決結果	議 員 名																						
		坂本奈央子	安見 貴志	内桶 克之	田村 幸子	益子 康子	中野 英一	林田美代子	田村 泰之	村上 寿之	石井 栄	小松崎 均	畑岡 洋二	石田 安夫	藤枝 浩	西山 猛	石松 俊雄	大貫 千尋	大関 久義	市村 博之	小園江一三	石崎 勝三	飯田 正憲	
議案第 65 号	可決	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議案第 68 号	可決	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-
議員の派遣について	可決	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-

議案紹介 このような議案を審議しました！ 主な議案を紹介します。

### 議案第 63 号 笠間市保育料に関する条例の一部を改正する条例について

3～5歳の全園児と0～2歳の一部園児の保育料が無償に

子育て世帯の負担軽減を目的に、国が子ども子育て支援法を一部改正したことから、本条例の一部を改正したものです。

**対象者**

- ・ 3～5歳の全園児
- ・ 0～2歳の非課税世帯の園児

**対象施設**

幼稚園・認定こども園・保育所および小規模保育施設

**適用月**

令和元年 10 月利用分より適用



※一部、無償の対象外となる費用があります。その他、条例に関する詳細は子ども福祉課へお問い合わせください。

### 議案第 68 号 令和元年度笠間市一般会計補正予算（第 1 号）

今回の補正予算では、消費税率改正に伴う対応のほか、様々な事業の補正予算が計上されました。

**補正予算の主なもの**

- ・ 成人男性に対する風しんの予防接種、抗体検査委託料 17,100千円
- ・ 道の駅運営法人（第三セクター）設立出資金 36,500千円
- ・ 交通安全施設工事費（交差点における歩行者安全対策の車止めポール設置） 5,000千円
- ・ 芸術の森公園におけるスケートパーク管理棟建設工事費 41,483千円

総額 4億596万1千円の増額補正



## 全国・県市議会議長会表彰

### 全国市議会議長会表彰

- |           |            |
|-----------|------------|
| 在職 25 年以上 | 市村 博之 (現職) |
| 在職 20 年以上 | 大関 久義 (現職) |
| 在職 15 年以上 | 石田 安夫 (現職) |
| 在職 15 年以上 | 蛭澤 幸一 (元職) |

### 茨城県市議会議長会表彰

- |           |            |
|-----------|------------|
| 在職 25 年以上 | 市村 博之      |
| 在職 20 年以上 | 大関 久義      |
| 在職 15 年以上 | 石田 安夫      |
| 在職 15 年以上 | 蛭澤 幸一      |
| 在職 8 年以上  | 畑岡 洋二 (現職) |
| 在職 8 年以上  | 橋本 良一 (元職) |

## 令和元年度補正予算などを審査しました。 (常任委員会の審査経過)



令和元年度の補正予算など 13 件の議案の審査を行いました。  
ここでは、各委員会での審査の経過と結果をお知らせします。

### 総務産業委員会 開催日 6月5日

#### ■審査議案等と審査結果

(可決すべきもの) 【全会一致】 議案第 67 号  
【賛成多数】 議案第 68 号

■出席を求めた部署 消防本部総務課・予防課・警防課、秘書課、企画政策課、総務課、資産経営課、財政課、  
税務課、収税課、笠間支所地域課、岩間支所地域課、市民活動課、市民課、環境保全課、  
農政課、商工課、観光課、道の駅整備推進課、農業委員会事務局、会計課、議会事務局

■質疑・意見等 【議案第 68 号】 地域おこし協力隊の今年度採用の隊員の活動内容 (秘書課所管)  
【議案第 68 号】 マイナンバーを活用した消費活性化策で派遣される職員の配置方法  
(総務課所管)  
【議案第 68 号】 今までに防犯カメラが事件・事故に役立った事例 (市民活動課所管)  
【議案第 68 号】 インバウンド推進協議会は受入の活動を充実させてほしい (観光課所管)

### 教育福祉委員会 開催日 6月5日

#### ■審査議案等と審査結果

(可決すべきもの) 【全会一致】 議案第 63 号 議案第 64 号 議案第 68 号 議案第 69 号 議案第 70 号  
議案第 72 号 議案第 75 号  
【賛成多数】 議案第 65 号

■出席を求めた部署 社会福祉課、子ども福祉課、高齢福祉課、保険年金課、健康増進課、市立病院、  
学務課、生涯学習課、スポーツ振興課、公民館、図書館

■質疑・意見等 【議案第 63 号】 保育料無償化で対象となる小規模保育施設の基準 (子ども福祉課所管)  
【議案第 65 号】 今回の改正で引き上げられた限度額に対応する世帯の所得額  
(保険年金課所管)  
【議案第 68 号】 いこいの家はなさかの指定管理者と市の連携 (社会福祉課所管)  
【議案第 75 号】 工事費と工事監理業務委託の予算額  
品質確保と内部検査を十分に実施してほしい (以上 2 件、学務課所管)

### 建設土木委員会 開催日 6月6日

#### ■審査議案等と審査結果

(可決すべきもの) 【全会一致】 議案第 66 号 議案第 68 号 議案第 71 号 議案第 73 号 議案第 74 号

■出席を求めた部署 水道課、下水道課、建設課、管理課、都市計画課

■質疑・意見等 【議案第 66 号】 佐白山観光道路を廃道した後の扱い (管理課所管)  
【議案第 68 号】 市道 (友) 2 級 5 号線の工事計画と投資効果とのバランス (建設課所管)  
【議案第 73 号】 石綿管更新工事および鉛管更新工事の終了時期 (水道課所管)  
【議案第 74 号】 消費税増税分の収入見込み (下水道課所管)



お 雄 俊 松 石  
議 員

納得できない一般廃棄物収集運搬業務委託契約金の5億円増

**問** 予定価格について、建設工事は「公共工事設計労務単価」があり積算体系ができていますが、業務委託契約についてはない。笠間市の業務委託における予定価格の決め方は。

**答** 総務部長 複数の事業者から見積もりを取り、賃金や資材費などの各種価格の資料に基づき標準的に必要とされる経費を積算、さらに実績も参考にしながら設定している。

**問** 一般廃棄物収集運搬業務委託契約金額が、前回に比べ約5億円（5年契約）も増えており、指名競争入札を随意契約に変更したことによる競争性の低下が原因と前回指摘させてもらった。さらに設計額も増額になっていることが答弁の中で明らかになったが、調べてみると年間

当たり6300万円以上も増えている。人件費の上昇、燃料費の高騰、新たに仕様に、ドライブレコーダーを加えたこと、塵芥処理車の維持管理費用などを勘案したからと説明されたが、もっと具体的に聞きたい。

**答** 市民生活部長 個々の積算額はお車両維持費・人件費などこの経費の積み上げによるものである。

**問** 予定価格の具体的な中身については、市役所の職員以外のも市民が見たり聞いたりすることはできないということなのか。

**答** 市民生活部長 担当課で業者への聞き取り調査やヒアリング等を行い、法と照らし合わせて妥当性があるかどうか判断し、入札業者選考委員会で審議している。

**問** 次の契約の際も受託実績がある業者4社に限定するのは、

**答** 市民生活部長 現段階では確実な履行を求めているので4社に限定している。

**問** 受託実績がある業者4社に限定しているかぎり、契約終了の5年後に受託実績がある会社が増えるわけではない。このまま

はまた競争性のない随意契約になってしまつてはないか。

**答** 市民生活部長 5年後について増やしますとか4社でいくとか答弁しかねるが、現在の業務内容が確実に履行されるかどうか、地域の住民に迷惑をかけるかなどを勘案しながら精査していきたい。

**問** 国の「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」に、「入札及び契約について透明性を確保するために、学識経験者等による第三者の意見を適切に反映させること」と書かれている。さらに「入札等監視委員会運営マニュアル」には、政令市や中核市だけでなく小規模自治体についても具体的な提案がされているのに、なぜ笠間市は入札等監視委員会を設置しないのか。

**答** 総務部長 入札等監視委員会については、外部委員の選任や事務量の増大等の課題がある。また、全国の市区町村の設置状況も、平成30年8月1日現在20・6%と進展していない。当市では、入札参加業者選考委員会ですっかりと慎重に審議

し、発注方式や要件に課題があるときは弁護士からの助言も受けているので、現時点では設置を考えていない。

**問** 入札参加業者選考委員会は副市長を委員長に部長と財政課の職員で構成されており、審査結果を決済するのは市長である。市長が印を押さなかったらやり直しになるわけで、そこに恣意が働く可能性がある。そういうことがないように、客観的な目線で入札過程について指摘やチェックができる外部組織が必要と国も言っている。外からの客観的目線が入らないということは、透明性や中立性は確保されていないということ。透明性や中立性が確保されているかどうかは当事者が言うことではなく、客観的な立場にいる人が言うことではないか。

**答** 総務部長 入札結果も含め市民にしっかりと広報し、ご意見等を頂きながら、公平性・中立性も含めて、入札参加業者選考委員会ですっかり審議をしていきたい。





さかもと なおこ  
坂本奈央子  
議員

**観光政策とインバウンド政策**

**問** かさまコンシエルジュの活動内容

**答** 産業経済部長 本年4月から元のかさま観光大使4名と笠間駅観光案内所に勤務している職員をコンシエルジュに活用し、県内外でのイベント、キャンペーンでの観光PR、駅前観光案内所での対応、ウェブを活用した情報発信等の業務に従事している。市のPRを率先して行える人材を育成することで訪問客に質の高い観光案内を行う。

**問** 外国人へ向けて笠間の魅力を発信していくには、外国人の視点を活かしていくことが必要であり、CIRを活用するなど外国人を観光課へ登用することは検討しているか。

**答** 産業経済部長 現在、観光課には外国籍のスタッフはいないが、本市では観光に関わらず平成29年度からグローバル枠として外国人の採用を開始し、30年度に任期つき職員1名を採用したので観光でも積極的に活用したい。

**問** 台湾交流事務所の現状

**答** 産業経済部長 通訳のできる事務職員を現地で1名を雇用し、市職員と2名体制で運営している。台湾からの誘客促進、オリ・パラ事前キャンプ地の誘致活動、県及び県内市町村との広域連携による誘客促進、台湾政府及び自治体との連携による交流人口の拡大を展開する。

**問** 台湾からの来市客数の実績と今後の目標

**答** 産業経済部長 昨年度は外国人旅行者数全体の約25%、延べ763名が訪れ、国籍別ではトップ。今年度はつつじまつりに140名が来市したほか、台湾政府関係者、台北駐日経済文化代表を通じた来訪者、台湾メディアの取材など14団体、約200名以上が訪問。観光客に限らず教育旅行等の受け入れ拡

大も図る。



台湾からの茨城周遊ツアー参加者が和装にて門前通りを散策する様子(2018年11月13日)

**国際化の推進**

**問** 在住外国人数の現状

**答** 市民生活部長 住民基本台帳に登録された外国人の数は、5月末現在で686人、国籍別では多い順に、中国129人、フィリピン117人、インドネシア77人、ベトナム73人、ブラジル56人。

**問** 窓口対応の現状と今後の対応

**答** 市民生活部長 6月より市民活動課に外国人窓口を開設し、外国語・日本語ができるグローバル枠採用職員を配置。今後は医療や保険、災害発生時の情報発信や支援、児童生徒への教育などの相談が見込まれ、多

言語に対応するためタブレットの導入なども進める。

**問** 国際交流員(CIR)のこれまでの活動内容と今後の活用

**答** 市民生活部長 市立保育所の園児に歌やゲームを通じた英語教育を、成人向けには海外の文化を踏まえた英会話教室を行っている。また、さまざまな国際交流イベントや出前講座、広報かさまへの記事掲載などの活動を行い、「くらしのガイドブック」などの英訳や窓口での通訳、海外からの来訪者対応など、各課と連携した業務も行う。

**答** 市長 国際化を含めて能力のある優秀な人材を確保するという意味では国籍はそれほど問わない時代になっていくと思うが、一気にそうなるということではない。CIR制度は人件費の交付税措置のメリットもあるが、任用期間に縛りがあり、仕事に長期間専念できない欠点がある。市のグローバル枠採用の活用と合わせ、今後検討していくとともに、能力の高い職員の確保にしっかり取り組む。



いしだ やすお  
石田 安夫  
議員

**石井・来栖・稲田基盤整備事業**

**問** 本年度の事業

**答** 産業経済部長 事業採択に向け、県は農地整備の水田パイプライン化、幹線道路・水路整備事業計画の調査を実施している。整備に地元費用負担が生じないよう農地中間管理権100%設定を目指す。調査には3年程度を予定し、今年度は2年目。未同意者1名から同意を得られるよう引き続き事業の説明を行い、事業の早期着手に向け、地元、県、市が協力して事業推進に努める。

**問** パイプラインを用いた循環式より地形などを考慮した別の方式の考えは。

**答** 産業経済部長 県内の土地改良整備区域内では、全てパイプラインでやっているが、循環式ではなく池を造って流すよう

なことも、工事のコストとか維持管理を考慮しなければならぬと考えている。これらについても、地元の地権者、関係機関と協議を重ねていきたい。



**笠間版CIRC事業**

**問** 本年度の事業計画

**答** 市長公室長 これまでの事業者との意見交換を通し、事業化に当たっての立地場所の意向等の把握に努めてきた中で、財政面や居住者確保などによる行政の支援や、友部駅周辺の公有地を求める声などが寄せられている状況を踏まえながら、最初のモデルコミュニティとなる住宅整備を担う事業者の公募に向け、準備を進める。

**個人版事業承継**

**問** 平成31年度税制改正における個人事業者の集中的な事業承

継を促すための新制度の内容は。

**答** 産業経済部長 31年度税制改正では、個人の事業用資産に係る贈与税、相続税の納税猶予制度が創設された。後継者である受贈者または相続人等が、事業用の宅地、建物、減価償却資産の特定事業用資産を贈与または相続等により取得し、経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けた場合、その特定事業用資産に係る贈与税、相続税を一定の要件のもと納税を猶予し、後継者の死亡等により猶予されている贈与税、相続税の納付が免除される制度。納税猶予の対象となる特定事業用資産は先代事業者の事業の用に供されていた資産で、先代事業者の贈与または相続開始の年の前年度分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されているものを言う。ただし、宅地のうち納税猶予の対象となる面積は400㎡まで、建物は800㎡まで、制度適用を受けるための手続は、31年4月1日から5年間に、後継者候補の氏名や事業承継の予定時期、経営見通し等を記載した個人事業承継計画

を都道府県庁に提出し確認を受け、さらに31年1月1日から10年間に贈与や相続等による事業を承継し、その後認定の申請を都道府県に提出する。

**中高年のひきこもり支援**

**問** 中高年のひきこもりの実情

**答** 保健福祉部長 保健センターで実施している心の相談事業や民生委員及び地域ケアコーディネーターなどから相談を受けたひきこもり等の世帯に対し、課題解決に向けて、生活保護制度の適用による経済的支援や精神科等の医療機関への受診勧奨、デイケアなど、社会参加の場への導きなど、関係機関や専門職の連携により個別支援を中心に取り組んできた。こうした支援を通じて市が把握している40歳から64歳までの中高年のひきこもり状態の人数は19名であるが、支援につながっていない世帯もあると認識する。今年度はひきこもりに特化した実態調査を予定し、支援の受け皿づくり等を進める。





う ち お け かつ ゆ き  
内 桶 克 之  
議 員

**職員の人材育成と働き方**

**問** 人事評価制度を含む人材育成の成果と課題

**答** 市長公室長 職員研修により新しい知識の習得や他の自治体職員との交流、職員のモチベーション向上、特に、国や県、被災地への派遣によりスキルアップが図られ、業務に大きく貢献している職員がいる。人事評価では、自らが目標を設定することで業務をより効果的・効率的に遂行しようとする意識づけができ、面談を通じて必要な能力を把握し、上司からの指導や助言が職員の成長を促す。課題は人事評価者の評価能力向上で、さらに公平性、納得性を高めるため継続的に研修を行う必要がある。

**問** 今後の人材育成と人事評価の内容

**答** 市長公室長 昨年度から笠

間市職員人材育成基本計画の改定作業を進め、全職員対象の研修、アンケート調査を実施した。20年後の未来を見据え、目指すべき新たな職員像の実現に向けて求められる職員の能力の見直しを行っている。人事評価制度は、評価システムの導入を図り、効率的な実施方法を導入し、項目の見直し等も実施する。

**問** 働き方改革の実施状況

**答** 市長公室長 20時退庁や

ノー残業デーによる時間外勤務の短縮や夕方の時間を有効活用する朝型勤務の実施を進めてきた。新規事業に取り組むためのビルド・アンド・スクラップ、専門的業務のアウトソーシングなど、業務の効率化を進めた。

**問** 働き方改革の成果と課題

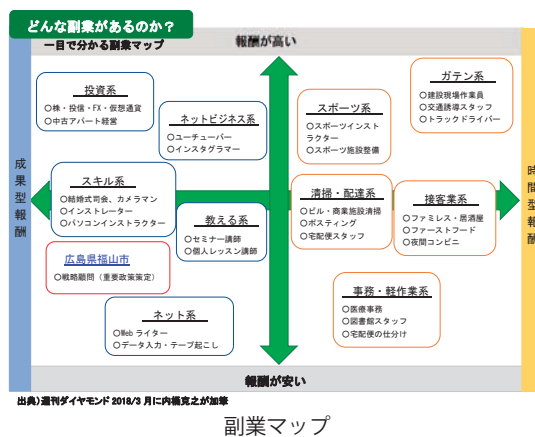
**答** 市長公室長 所管業務の事

務事業は常に実効性や必要性を見直し、事業のスクラップや事業の外部委託等を図る必要がある。今後はIT関連としてAI、RPA等の情報技術を導入し、モバイルワークの活用も検討する。

**問** 副業の制度化

**答** 市長公室長 地方公務員の

副業は地方公務員法によって任命権者の許可を受けるよう規定されている。市では、この許可の範囲内で職員が持つ技術や能力の社会的な活用を図り、地域の活性化を促すため、副業に関する運用方針を検討している。また、自治体運営に民間人材の活用も、推進していきたい。



**地域での子どもの育成**

**問** 子ども会の改革、再編の現状

**答** 教育次長 各子ども会の活動形態の違いなどさまざまありますが、子ども会を衰退させないた

めに子ども会育成連合会との連携・協議を行い、よい方向性を見いだすことが必要。子ども会の活動は、子どもたち自ら計画を立てて実行し、楽しみながら活動ができることが望ましい。子どもが少ない単位子ども会では、合併の検討や、子ども会育成連合会が課題解決に向けた取り組みを行うことなども必要。

**問** 今後のスポーツ少年団の育成・支援への考え

**答** 教育次長 本年5月号から広報かさまに新コーナーを設け、スポーツ少年団の魅力を毎号紹介している。団運営の支援として、今年度は32団体に補助するほか、指導者育成支援として認定員の資格取得を推進する養成講習会も開催している。スポーツ少年団の存続が困難になりそうな場合には、市内で同じ競技を行うスポーツ少年団や、受け入れ可能な別の競技の少年団を紹介するなど、市内スポーツ少年団の指導者と連携を図りながら、子どもたちがしたいスポーツができるよう支援を行いたい。





おおぬき ちひろ  
大貫 千尋  
議員

総合計画における将来展望

**問** 旧笠間市の現状とまちづくりの考えは。

**答** 市長公室長 稲荷神社周辺、佐白山周辺など生活機能に併せて観光面での交流促進を構想とする。

**問** 旧友部町の現状とまちづくりの考えは。

**答** 市長公室長 友部駅周辺、鯉淵から旭町にかけての生活拠点、茨城中央工業団地笠間地区を産業拠点、その他として畜産試験場跡地を配し、生活機能の強化に資する大規模な公有地の活用を図る構想とする。

**問** 旧岩間町の現状とまちづくりの考えは。

**答** 市長公室長 岩間インターチェンジ周辺を産業拠点、愛宕山や国道355号バイパスのJAの直売所周辺を観光・農業交

流拠点として配置するなど、駅周辺の生活機能に併せて、農業や観光等での交流促進を構想とする。

財政計画

**問** 総合計画を踏まえて、過去および将来数年にわたる財政計画は。

**答** 総務部長 合併以降、財政計画は毎年策定し、現在は第2次総合計画の策定に合わせ、10か年の計画を作成し、毎年見直しを行い、10か年の見直しを行っている。歳入は、立地当初、税の優遇制度がとられた進出企業からの市税を含め、税収の増加がこれから大きく期待されているが、人口減少の進展などにより今後、収入の減少が懸念される。歳出は扶助費や公債費が増え、インフラ、公共施設の維持更新に多額の費用が見込まれ、総じて財政状況は依然として厳しい。

**問** 県、国の考え方の動向は注視しているか。

**答** 総務部長 各省庁や県が重

点的に進める施策の情報収集を行い、国や県の方向性を市の財政運営に反映をさせている。

茨城中央工業団地

**問** 茨城中央工業団地の現状は。

**答** 市長公室長 昨年度は(株)トンボやタカノフーズ関東(株)など企業進出が相次ぎ、キャノンモールド(株)も市内事業所の集約・刷新のため進出を計画しているとの発表があった。さらに2社と具体的な交渉を進めており、合計約3.8haの分譲が見込まれ、分譲面積74.3haのうち約37%の分譲が進む。南側の宅地造成や区画道路などの整備が進んでおり、現在着手している工事が完了すると市道1級9号線より南側の造成整備がほぼ完了する。

畜産試験場跡地の利用計画

**問** 畜産試験場跡地の利用の現状と計画は。

**答** 市長公室長 雨水排水処理施設が完成し、西街区は(株)モノタロウの立地・操業で事業

用地35haのうち33%の利用が進んだ。北街区の15.3haは、市の多目的広場整備事業に伴い、水路や外周道路の一部の暫定的な整備を進める。東街区2.8haは埋蔵文化財調査を行わなければ利活用が進められないため、課題解決に向けて取り組む。

**問** 畜産試験場跡地は、元々近隣住民の所有地を筑波海軍航空隊用地として徴用された土地で、戦後、茨城県に所有権が移譲された土地である。元々は地域住民の土地であることを踏まえた土地利用を計画していたきたい。

**答** 市長公室長 残る15haは県の利活用検討委員会で打ち出された基本的な考えと方向性に沿って県と協議しながら利活用の実現に取り組む。

青少年育成の指標

**問** 笠間学の創設

**答** 教育次長 笠間学とは名称は異なるが、笠間市教育振興基本計画により、市内小中学校の「笠間志学」に基づいた郷土教育を行っている。



たむら さちこ  
田村 幸子  
議員

**男女共同参画事業の推進**

**問** 男女共同参画事業の、統合・廃止の内容は。

**答** 市長公室長 男女共同参画事業は廃止ではなく、今年度より誰もが生き生きと暮らし、活躍できる地域社会づくりを目指すため、男女共同参画事業、女性の活躍応援事業、ユニバーサルデザインによるまちづくり事業を統合し、多様な生き方支援事業として進める。

**問** 第3次笠間市男女共同参画計画「キラリかさまプラン」5か年の指標目標（19項目）と現状

**答** 市長公室長 審議会等の女性委員の割合は昨年度31・3%と目標値の35%に近づいている。男女共同参画の人材バンクの登録は平成26年の51名から30年度は65名へ年々上昇しているが、DVの防止や男性の育児参

加など力を入れる課題も多い。

**問** 5か年で重点的に推進する視点と具体的な取り組みは。

**答** 市長公室長 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発、女性の活躍と社会への参画促進、仕事と生活の調和、男女間のあらゆる暴力根絶の4視点を重点的に推進する。

**答** 秘書課長 男性の子育てへの参画支援や市内企業に対して、キラリかさま優良企業認定制度によって仕事と家庭の両立支援を推進する。

**問** 今年度の予算配分は。

**答** 秘書課長 地域企業での子連れ出勤の導入支援や、企業向けの働き方改革セミナー等を開催し、育児後の離職の抑制、優秀な女性労働力の確保による地域企業の活性化、女性が進められる環境づくりにより129万6000円、多様な価値観や行動に対応できる人材の育成と意識啓発の講習会に30万円を計上した。

**災害対応の避難所運営**

**問** 自主防災組織の育成・支援の現状

**答** 総務部長 現在148組織

が結成、近年は結成数が横ばいのため、簡易的に結成できるみなし結成を促進している。本結成（みなし結成は対象外）には結成経費として、上限10万円、資機材購入費として対象経費の2分の1、上限10万円を支援している。自主防災組織の継続的な活動促進は重要なので、地区防災訓練の支援等も行っている。

**問** 女性防災士の育成と支援

**答** 総務部長 防災士は99名中、女性は7名。防災士育成支援には男女を問わず、資格取得費用1万1000円のうち5000円を助成する。今後は防災士が地域防災のリーダーとして活躍できるよう情報交換や連携を図る場として防災士のネットワークづくりを進める。

**問** 乳幼児を育てている女性や高齢者、障害者、外国人に配慮した取り組みはされているか。

**答** 総務部長 平成26年3月に笠間市災害時避難行動要支援者避難支援プランを作成。避難支援プラン個別計画により、災害時の避難支援と平常時の見守り体制を具体的に示し、要支援者

一人一人に配慮した取り組みを行う。避難所運営マニュアルでは、乳幼児のいる女性や妊婦に必要な配慮を具体的に明記した。外国人に対しては、安否確認のための所在の把握や防災知識の普及啓発、具体的には市民活動課の外国人窓口での情報発信、支援の対応、多言語化対応を進めている。

**問** 乳児用液体ミルクを備蓄品として導入する可能性

**答** 総務部長 現在、2種類の液体ミルクが販売されているが、保存期限が6か月、1年と短い。今後の需要、実績等の動向を見きわめながら備蓄品として採用するかどうかを判断する。

**答** 総務課長 災害協定では民間事業者等と協定を締結し、必要な物資を調達する仕組みがある。液体ミルクは流通備蓄という考えの中で調達したい。











いし い さかえ  
石 井 栄  
議 員

**視覚障害者を支援する環境の整備を**

**問** 視覚障害者の支援のため市役所、駅など公共施設に対応を。

**答** 総務部長 市役所改修時に、全庁的にユニバーサルデザインに取り組む。障害者、ベビーカー利用者に配慮し点字ブロック敷設や色分けの視認性が確保できるように配置計画を工夫。エレベーター内音声案内システムは維持し、きめ細かな対応を心がける。

**問** 音声案内システムの整備を。

**答** 都市建設部長 友部駅の自由通路の音声案内システム不具合のある3か所はJR、施工業者と協議中。予算確保後、早急に修繕する。岩間駅は乗降客が2700人で基準の3000人未満のため、エレベーターと点字ブロックを整備。JR管轄の駅構内は駅員が介助するため

音声案内の設置予定はないと聞く。



JR 岩間駅改札口付近

**住宅リフォーム助成制度の活用を通じた商工業の振興**

**問** 住宅リフォーム助成制度の概要

**答** 産業経済部長 市民が市内施工業者を利用し住宅、店舗のリフォーム工事実施の際、住宅補助率10%、最大10万円、店舗補助率20%、最大20万円助成。今年度予算600万円、市400万円、商工会200万円負担。

**問** 市民の受けとめと実績

**答** 産業経済部長 商工会独自実施の平成29年度は募集開始直後に限度に達し、高い関心を示した。申請件数28件、補助額200万円、工事総額3401万6024円。30年度実績45件、補助額

376万3000円、工事総額4966万790円、住宅40件、店舗3件、住宅兼店舗供用2件。今年度は6月6日の第1回審査会に20件を承認。

**問** 制度開始に至る政策変更の過程と今後の取り組み

**答** 産業経済部 個人資産を高める事業との判断や木造住宅耐震改修補助に取り組むなかで助成方針はなかつたが、商工会の実績で高いニーズを確認し、建築設備等事業者にも効果的と判断。住宅から店舗改修まで事業範囲を広げ、市の取り組みを決定。今後は実績を見て判断。

**保健施設の有効活用**

**問** 笠間地区社協の拠点をプレハブ建屋ではなく笠間保健センターに置くべきではないか。

**答** 保健福祉部長 笠間地区は12か所の地区公民館が充実、地域福祉活動が活発に展開。諸活動等は身近な場所で開催されるものであり、社協笠間支所は十分機能している。

**問** 笠間保健センター活用を通じて、福祉・保健の向上を。

**答** 保健福祉部長 笠間地区は、面積も広く高齢化率も高いことから、地域へ出向くアウトリーチの体制を実施していくことが重要。包括支援センター、保健センターの集約、地域医療センターかさまとの併設で医療、保健、福祉が連携し、地域包括ケアの推進強化が可能。

**東海第二原発再稼働の影響を受けない街づくりを**

**問** 市民アンケートにより再稼働の判断を行うべきではないか。

**答** 市長 6自治体はアンケート調査等は未実施。6自治体の長はそれぞれの判断で再稼働の是非を判断することになる。6自治体の動向を注視する。アンケート調査の考えはない。

**問** 廃炉決定で市の避難計画は不要になる。再稼働反対・廃炉の意見表明が必要ではないか。

**答** 市長 再稼働の有無にかかわらず、原発施設が存在する環境で、避難計画の実効性を高めることが大きな課題。複合災害も含め、訓練を実施し、実効性を高めていく。



おおぜき ひさよし  
大 関 久 義  
議 員

どうなる？ 防災行政無線デジタル化事業

問 防災無線の現状と課題

答 総務部長 笠間・友部・岩間の3地区の整備年度や方式が異なり、現在使用されているアナログ方式の使用期限が2022年11月までとなっており、期限内にデジタル化を完了させる必要がある。

問 今後の計画、整備方針は。

答 総務部長 本年度より実施設計に入る。さまざまな比較検討の結果デジタル同報系防災無線(QPSK)の低廉化で屋外拡声子局を中心に整備し、あわせて移動系システムの整備も行う。災害通信の基本は防災無線だが、その他に防災無線フリーダイヤルやJアラート、Jアラートのほか、市ホームページ、各種緊急速報メールなど通信路の他ルート化により確実な情報

伝達も同時に推進する。

問 整備費用・財源は。

答 総務部長 親局の整備費用に約7100万、屋外子局の整備費9億1900万円、戸別受信機に8900万円、移動系の整備に1億2300万円などで、合計14億7700万円の見込み。財源は、防災減災事業債の活用を見込む。



道路里親制度事業の状況は？

問 里親制度の事業内容は。

答 都市建設部長 笠間地区16団体、友部地区4団体、岩間地区17団体、計37団体のボランティアの方たちに、清掃美化活



道路の清掃美化に取り組む道路里親ボランティア

動に取り組みをお願いしている。市道の延長300m以上、500m以上の2種選択で、年3回以上の清掃美化活動を行った団体に距離に応じて2万円ないし3万円を支給する。

問 身近な市道の美化活動の推進を。

答 都市建設部長 制度創設から10年が経ち、高齢化などの課題もあるが、ボランティア団体と笠間市が協力し、道路環境美化を推進する。これからも道路里親団体が増えるよう制度周知に努める。

音楽のまちづくり事業の今後

問 国際音楽アカデミーinかさまの成果は。

答 教育次長 国際的に活躍する若手音楽家の育成と音楽文化の振興を目的に、平成17年に友部町で始まり、29年からは笠間市と茨城県の共同主催で実施してきた。これまで15回実施し、延べ849名がアカデミーを受講した。受講生の中には世界三大コンクールで1位や上位入賞を果たしたり、本格的な演奏活動をする方も輩出してきた。街角コンサートで市民が音楽に触れる機会が増したことも成果の一つ。

問 今後の音楽のまちづくり事業は。

答 教育次長 音楽フェスタ々々として、メインコンサート、キッズコンサート、街角コンサートを基本とし、市民が音楽に親しめる企画を実施するほか、市内出身の演奏家や音楽愛好家が発表する機会をつくる。

その他の質問

・道路街路樹の設置と管理





はやしだ みよこ  
林田 美代子  
議員

**加齢性難聴の補聴器への公的補助制度**

**問** 補聴器の役割と意義

**答** 保健福祉部長 難聴は日常生活と意思疎通を困難にするなど生活の質を落とす原因になり、補聴器の装着によって心身ともに健やかに過ごせるようになる。

**問** 高齢者の難聴の実態調査の有無

**答** 保健福祉部長 市は実態調査は行っていないが、厚労省が65歳以上で継続的に医療を受けている全国の患者調査で難聴者は平成26年6万3000人、29年5万7000人とされる。

**問** 市の公的補助制度の現状

**答** 保健福祉部長 聴覚障害による身体障害者手帳の交付対象者には世帯の課税状況により設定される自己負担額を差し引いた額を、身体障害者手帳が交付

されない18歳未満の軽度・中等度難聴児で世帯全員が市民税所得割46万円未満の場合は、購入費の3分の2を助成している。申請件数は28年度と29年度が2件、30年度1件で、市と県で2分の1を負担。

**問** 全国の公的補助制度の現状

**答** 保健福祉部長 対象年齢、要件、所得制限は自治体で異なるが、1万円から3万5000円を14自治体が助成している。県内では古河市が75歳以上を対象に1回のみ1万円を限度に所得要件なしに助成している。

**問** 加齢性難聴の補聴器への公的補助を実施する考え

**答** 保健福祉部長 加齢性難聴は自身の管理の一環であり、高齢者人口、高齢化率の上昇が確実な中、認知症対策や介護予防事業に重点を置いた各種施策を実施しているため、補聴器購入補助は考えていない。

**国民健康保険特別会計の仕組み**

**問** 30年度・令和元年度の市の

国保税率に県の示す標準保険税率をどのように参考にしたか。

**答** 保健福祉部長 県に納める納付金から国や県の補助金、市の繰入金を差し引いた国保税収納必要額を算出し、県の示す標準保険税率を参考に、世帯ケー

ス別の想定を行いながら、予定収納率に基づき、所得割、均等割、平等割の3方式により国保税を決定した。

**問** 令和元年度の市の国保税率

は県の示す標準保険税率に比べ、特に医療費分の所得割額が高い理由。県と同じ税率にした場合の国保税の収入額

**答** 保健福祉部長 市は30年度に税率改正を行い、1人当たり約1000円国保税が下がった。令和元年度も県の示す標準保険税率をもとに、国保税収納必要額を算出し、パターン別に試算した結果、国保運営協議会において税率改正を行わない方針が決定された。税率を据え置いたことから、県の示した数値

に比べ医療費分の所得割額が高くなっている。県の示す標準保険税率は所得割と均等割の2方式で算定されている。笠間市の税率で試算した場合は、県の示す標準保険税率より後期高齢者

支援金分と介護納付金分の税率が低い。合計額では県より236万円安くなるため、県の示す標準保険税率にした場合、国保税を増税することになる。

**問** 滞納世帯への対応

**答** 保健福祉部長 29年度末時点の滞納額は約5億8490万円で、納期限経過後20日以内に督促状を送付し納付を促す。電話催告や納税相談を実施し、それぞれ事情を聞き取った上納税ができるよう丁寧に

対応している。それでも納付されない場合は短期被保険者証の交付や、長期間滞納が解消されない場合は、一旦窓口負担が10割となる資格証明書の交付を行いながら対応している。

**問** 国保税減額で滞納防止を。

**答** 保健福祉部長 国保税には災害などによる減免措置のほか、低所得者に対しては均等割額と平等割額を7割、5割、2割減額する軽減措置がある。国保会計の現状は医療費の高騰や被保険者の減少に伴い、今後厳しい状況になることが予想され、国保税を下げることで制度自体が成り立たなくなる。





志貴 かし 議員  
あみ 見 貴 志  
安 見 貴 志

**学校施設の環境整備**

**問** 環境整備や維持管理について行政の基本的な考え方

**答** 教育次長 児童生徒が安全・安心に活動できるように適正な維持管理に努め、学習環境の向上を図ることが行政としての基本的な考え方。簡単な修繕や植栽管理等には各校に予算を配当し、小規模なものは校長の判断で実施する。配当予算で実施できない工事は学務課が担当し実施する。

**問** 校庭の整地や敷地の除草作業について行政の考え方。法面等の危険な箇所は柔軟な予算措置を。

**答** 教育次長 除草作業は状況に応じて年に数回実施する必要があり、施設管理者である校長が措置を講じる。校庭の通常の整地は教職員や用務員などで対応している。除草作業は用務員

や管理職による作業のほか、PTAによる奉仕作業が年2回程度行われている。法面等の危険な場所の除草作業は、学校からの要望があった中から優先順位を決めて予算措置をしている。



広大な急斜面での奉仕作業 (みなみ学園)

**小中学校の夏休み期間**

**問** エアコン設置による夏休み期間の変更の可能性有無

**答** 教育次長 夏休み期間の変更はない。県内で夏休みを短縮した自治体は英語特区や5時間授業の日を設定する目的がある。

夏休みを有効活用することで児童生徒が普段体験できない活動をしたり、教職員が学識を深めて資質向上に励むためにも変更は特に考えていないが、総合的な学習の時間を校外学習という形で夏休みに18時間ぐらい取っ

てもいいという話も出てきているので、普通の日常生活にゆとりを持たせる形を取り入れることも可能か検討している。

**国道355号バイパス開通に伴う通学路の安全確保**

**問** 安全確保の検討有無

**答** 教育次長 平成26年に一部開通した際に、義務教育学校開校の準備代表者会議の部会での検討や、毎年行っている警察、土木事務所など関係機関との合同点検で通学路の安全確保の検討を行ってきた。

**問** 検討結果に応じた対策等の詳細。変化した状況への対応。

**答** 教育次長 全線開通に伴う新たな点検は開通後の交通の状況等を踏まえ、関係機関と安全対策の強化を図る。



全線開通により交通量が急増。(来栖地内の通学路)

**ごみの出し方**

**問** 笠間地区における歩道へのごみ出しの現状。観光の街を目指すのであれば適切な管理を。

**答** 市民生活部長 笠間地区に限らず、市町村合併以前に設置した集積所の一部で商店街の歩道の一部にごみを出している状況がある。集積所は原則公有地以外の個人等が所有する土地で、おおむね10世帯を基準に行政区など地域の方々に設置と管理をお願いしている。歩道や道路などの公有地は歩行者や車両などの通行の妨げになるため、集積所の設置は認めていないが、過去に設置した集積所では使用を認めざるを得ない状況になっている所もある。集積所外へのごみ出しやルールを守らないごみ出しをしないよう広報紙で啓発しているが、集積所が適正かつ安全に使用されるよう今後も地域に呼びかける。

**その他の質問**

・小中学校の欠席連絡の自動化  
・児童生徒の携帯電話の学校への持ち込み



はたおか よし じ  
畑 岡 洋 二  
議 員

**森林経営管理法と市の森林資源の有効利用**

**問** 笠間市森林環境整備基金条例  
**答** 産業経済部長 森林環境譲与税は森林整備等に必要な費用を国民が広く等しく負担すること

で森林を支える仕組みとして令和6年度から国税として1人当たり年1000円を徴収するが、今年度から前倒しで譲与される。これを原資とする本基金を設置し、本年度は8688万5000円を積み立てる。

**問** 森林経営管理法への対応

**答** 産業経済部長 今年度は知事の認定を受けている森林組合と民間事業者1社との連携体制の構築を行うとともに、林地台帳や森林簿等の情報を活用し森林所有者の特定と経営の意向調査への準備をする。来年度から意向調査の実施とともに、民有林における間伐・作業道整備等

を実施するほか、地域林政アドバイザーの採用も検討する。

**問** 国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律

**答** 産業経済部長 国有林野の一部を最長50年、森林組合や民間事業者に樹木採取権を与えることで国有林を中長期的に柔軟な有効活用ができるようにし、林業の担い手育成、林業経営の安定を目指す。

**問** 笠間市「道の駅」と森林資源の有効利用

**答** 産業経済部長 建築計画の基本は県産材を活用した整備を方針としている。現在最終段階の設計及び積算の作業を実施中で、県産木材及び集成材等を材料として使用するほか、ベンチやテーブル等で活用する。

**自転車活用推進法と市の自転車活用推進計画**

**問** 笠間市自転車の安全利用に関する条例の概要

**答** 市民生活部長 国の自転車活用推進法の基本理念に基づき、自転車の運転意識や保険等の加入率の向上、自転車事故の未然防止を図るとともに自転車

の交通安全を推進するため制定した。自転車側の重大な過失による事故で高額な損害賠償を求められる事例が相次いで発生しており、被害者の救済と経済的負担を軽減させるために自転車保険の加入を県内初で義務化した。



自転車活用で街に元気を！

**問** いばらき自転車推進計画

**答** 市長公室長 県の自転車関連の最上位計画として、さらには市町村が自転車活用推進計画を策定する際の指針として策定された。策定に当たり、県総合計画、いばらきサイクルツーリズム構想等の関連計画と整合性を図ったものとして位置づけられている。誰もが安全快適に自転車を活用することができる地域社会の実現を目指し、サイク

ルツーリズム、道路空間整備、安全教育、健康増進の四つの施策目標が設定された。

**問** 笠間市自転車活用推進協議会

**答** 市長公室長 本市の自転車活用推進計画の策定、推進評価及び改善を所管するもので、茨城大学の金教授を会長に、観光協会、市内の自転車活用団体、交通安全協会など14名の委員で構成する。計画の策定及び推進に当たり、笠間らしい楽しさをコンセプトに、施策の基本構成は、教育、環境整備、ツーリズムを軸とした活性化の方向性について合意をいただいた。今後は、基本目標、施策の内容等について検討を重ね、県のサイクルツーリズムのモデルルートとなる広域ネットワークへの追加等も視野に入れて協議を進め、計画の策定を進める。

**問** 笠間市「道の駅」と自転車活用

**答** 産業経済部長 基本計画には自転車利用者の駐輪場、レンタサイクルステーションの整備が計画され、サイクルリスト・観光客に対応した整備を行う。





たむら やすゆき  
田村 泰之  
議員

**確定申告会場の集約結果**

**問** 集約の趣旨は。

**答** 総務部長 待ち時間の短縮、担当職員の効率的な配置といった長年の課題を解決することとあり、1か所で、大人数で受付することで予約制に対応できるようにした。

**問** 予約制度はどのように実施したか。

**答** 税務課長 昨年申告実績のある方々に割り振りをした期日と時間帯を通知した。さらに日時変更と新規予約が簡単にできるよう専用ダイヤルとホームページを開設した。

**問** 待ち時間については、非常に混みあう日があったと聞いているが、原因は把握しているか。

**答** 税務課長 e・Taxを利用するためには、申告者は一人ずつ専用の番号を取得する必要

があり、この手続に時間を要したことが待合室での受付に混雑を生じた要因の一つだった。来年からは番号取得は必要ない。

**問** 会場まで距離が遠くなったことへの対応は。

**答** 税務課長 笠間会場及び岩間会場を利用していた方々からは会場が遠くなり不便になったとの意見があり、距離的な負担をかけたと認識をしている。申告受付時に交通手段についての調査を実施したところ、約95%が自家用車など自身の交通手段によって来庁し、74人がデマンドタクシーなど公共の交通機関を利用したことが判明した。デマンドタクシーの利用者にはタクシーの発着時刻などを考慮した日時の設定をする。

**問** 今後の課題は。

**答** 税務課長 初年度であったため、初日の受付開始直後に専用ダイヤルに電話が集中し、つながりにくくなった等想定外の事案も発生し、課題も幾つかあった。受付を効率化するとともに、指定の日時、時間帯を細分化し、混雑緩和を図る。

**国民体育大会**

**問** ボランティアの登録状況

**答** 教育次長 団体登録14団体で452人、個人の登録36人、合計488人のボランティア登録(5月末現在)がある。団体、個人合わせて339人が協力する予定。

**問** スポーツ少年団の活用をどのように考えるか。

**答** 教育次長 総合開会式におけるラジオ体操に市内3団体から10名が参加する予定。8月4日に笠間稲荷神社の「献燈祭」で国体の開会式で集火する炬火のもとになる火をいただくことになっており、スポーツ少年団の子どもたちが作成した手づくりランタンに灯し、国体の成功と市民一体の醸成を図るイベントをかさま歴史交流館井筒屋で開催する。

**問** 花いっぱい運動の登録状況

**答** 教育次長 小中・義務教育学校16校、77団体、個人1人の合計94団体(5月末現在)の登録があり、栽培セット数では1300個のプランターの育成に協力いただく。

**問** 売店の登録状況

**答** 教育次長 5月末現在で36店舗の応募があった。出店者の多くは市内の業者だが、一部の競技では、競技に特化した物品の販売として県外の業者が応募しているものもある。

**畜産試験場の跡地**

**問** 医療大学などのメディカルスクールの誘致の考えは。

**答** 市長公室長 医療系大学の誘致については、県と市が個別に意向調査を実施したり、市民による署名活動や県議会では早稲田大学新設医学部の誘致に関する決議を行うといった誘致活動が行われた。医療系大学の誘致は地域活性化の観点からも有効な手段の一つと考えられるが、人口減少社会に突入した中、大学全体において生徒の確保が課題となっている。



## インバウンドを推進・交流強化へ

昨年開設した笠間台湾交流事務所が1周年を迎えるにあたり、さらなる連携強化と事業推進につなげることを目的に、台北市政府および台北市議会などの公的機関を7月23日～24日に訪問しました。



# 台北市議会 台北市政府 などを公式訪問



右：台北市議会において歓迎を受けた際の集合写真  
 左上：柯市長をはじめとする市政府の訪問時の様子  
 左中：台北市議会の張議員とプレゼント交換する飯田議長  
 （左から山口市長、江議員、飯田議長、張議員、王議員）  
 左下：台北市議会議事堂も見学させていただきました

### ●歩行者に対する道路上の危険箇所の把握

通学路で事故が多発している場所への信号の設置状況を確認し、以前から設置要望は行っているが、警察での設置本数が限られているため、なかなか実現できない実情があり、粘り強く設置の要望を行うという説明がありました。



事故が多い吉岡地内の交差点



通学の安全を守る防犯ボランティア

### ●通学路における防犯体制

市内には人通りの少ない通学路も多く、警察の巡回や見守り活動の強化を依頼している対応は見られたが、関係団体との一層の情報共有などにより、社会全体で子どもを守ることの充実を求めました。

### ●ひきこもりの成人の把握と対策

来年度開設予定の児童発達支援センターにおいて、悩みを抱えるひとりひとりに対応をお願いするとともに、ひきこもりや発達障害を持つ方が普通に生活できるよう、社会全体における認識を深めるための啓発活動を求めました。



## 所管事務を調査しました (6月28日 教育福祉委員会)

他自治体において、子どもが亡くなる事件・事故が発生し、さらには高齢者の無謀運転や、ひきこもりの成人による反社会的行動が起きていることを受け、執行機関の安全対策を、下の9つの観点から調査しました。その中からピックアップした3つの議論をお知らせします。

## 9つの調査項目

- ①学校周辺道路・通学路のチェックと対策
- ②歩行者に対する道路上の危険箇所の把握
- ③スクールバスの運行体制とバスの待ち方の対策
- ④通学路における防犯体制
- ⑤防犯カメラの活用と設置箇所
- ⑥不審者への対応
- ⑦ひきこもりの成人の把握と対策
- ⑧高齢者の免許返納と未然の事故防止対策
- ⑨警察などの他機関との連携体制



令和元年第3回笠間市議会定例会会期日程（案）

月日	曜日	時間	会議	議事
① 9月3日	火	午前10時	本会議	開会 会期の決定 請願・陳情（付託） 議案上程・提案理由説明 質疑・討論・採決（議案の一部）
② 4日	水		休会	議案調査
③ 5日	木	午前10時	本会議	議案質疑・委員会付託 決算特別委員会設置・付託
④ 6日	金	午前10時	休会	常任委員会（総務産業・教育福祉）
⑤ 7日	土		休会	
⑥ 8日	日		休会	
⑦ 9日	月	午前10時	休会	常任委員会（建設土木）
⑧ 10日	火	午前10時	休会	決算特別委員会（第1日）
⑨ 11日	水	午前10時	休会	決算特別委員会（第2日）
⑩ 12日	木	午前10時	休会	決算特別委員会（第3日）
⑪ 13日	金		休会	議事整理
⑫ 14日	土		休会	
⑬ 15日	日		休会	
⑭ 16日	月		休会	
⑮ 17日	火	午前10時	本会議	一般質問
⑯ 18日	水	午前10時	本会議	一般質問
⑰ 19日	木	午前10時	本会議	一般質問
⑱ 20日	金	午前10時	本会議	各委員会委員長報告 質疑・討論・採決（議案の一部） 閉会

議会を傍聴してみませんか

市議会はどなたでも傍聴できます。議会では皆さんの生活に直結した重要な問題が審議されています。市政を身近に知るためにも議会を傍聴してみたいかがでしょうか。

《手続きは簡単です》本会議開催当日に、市役所3階の傍聴受付で、傍聴券の交付を受けて入場してください。（傍聴席は36席、入場は先着順となります）  
※なお、傍聴の際には、笠間市議会傍聴規則を遵守してください。

請願・陳情

市政などについて要望があるときは、だれでも市議会に対し請願・陳情を行うことができます。請願・陳情は、文書で行うことになっていますので、次の作成・提出方法を参考にしてください。

■請願・陳情書の作成、提出方法

① 請願・陳情書には、特に決められた様式はありませんが、左記の書式例を参考に、件名、請願・陳情の要旨、提出年月日、請願・陳情者の住所、氏名、電話番号を記入し、笠間市議会議長あてに提出してください。

② 請願書には、紹介議員の署名または記名押印が必要です。陳情書には紹介議員は必要ありません。

■請願・陳情の取扱い

持参いただいた請願・陳情については、本会議に提出し審議を行い、採択・不採択の結論を出します。ただし、郵送された陳情については、議員配布のみとし、議員活動の参考にします。

請願（陳情）書式例

年月日  
笠間市議会議長 様

請願（陳情）者  
住所 ○○○○  
氏名 ○○○○  
電話番号 ○○○○  
紹介議員 ○○○○

○○○に関する請願書（陳情書）

請願（陳情）の趣旨  
請願（陳情）事項

議会日誌

5月	24日	全員協議会
	21日	議会運営委員会
	13日	第2回定例会
6月	4日	議会運営委員会
	5日	総務産業委員会
	6日	教育福祉委員会
	10日	建設土木委員会
	11日	議会運営委員会
	13日	全員協議会
7月	2日	議会運営委員会
	16日	行政視察（3日まで）
	17日	議会運営委員会
	18日	広報委員会
	22日	行政視察（18日まで）
	23日	全員協議会
8月	1日	議会運営委員会
	23日	総務産業委員会
	24日	広報委員会

ご意見・お問い合わせ

「議会だより」についての意見、お問い合わせは議会事務局までお願いします。

一般質問については、質問・答弁の要旨を掲載しています。詳しい内容については、議会事務局・各図書館に備付けの会議録冊子または、ホームページから会議録、録画放映をご覧ください。



# 北山公園散策



360度見渡せる最上階の展望台



高さ 23 m の展望塔



ウォーキングに適した遊歩道



新池の鯉たち

## 編集後記

令和最初の春は、市内随所で「農業用水不足」の音が聞かれた。一時は相当心配された水不足であったが、梅雨に入り雨の日が多くなると、そんな声はピタリと止み、ひとまず心配は回避された模様だ。ほぼ毎年のことであるが、全国各地で天候のちょっとした異常に翻弄させられることが増えており、この先のことが大変に心配になる。

誰もが分かっていることだが、人間の力は、自然の猛威に関しては、ほぼ無力である。太刀打ちなどは到底できないし、思いのままに操る力も、当然ながら備わってはいない。

ただ、悲観する必要はない。人間には、社会基盤を整備し、市民生活を豊かにする力（知恵・能力）は備わっているのだから、何があっても耐え凌ぐだけの準備をすればいい。

議会と行政が、一体となって全力で使命を全うしていくことで、それは叶うのであるから、各自が一層肝に銘じて、まい進あるのみである。

広報委員会

(安見貴志)

委員	委員	委員	委員	委員	副委員長	委員長
石井	村上	中野	田村	内桶	安見	益子
栄	寿之	英一	幸子	克之	貴志	康子
						西山
						猛

